主な記事
商店街ポイントで〝見守り〟 3
安全街路へ自転車マナー呼びかけ 2
シャッターアートで落書き防止 4

商店街ニュース

第1086号 平成27年3月5日（毎月5日発行）
（昭和33年8月25日第三種郵便物認可）
発行所 東京都商店街振興組合連合会
東京都中央区銀座2-10-18〔〒104-0061〕
電話 03（3542）0231～5
FAX 03（3542）0236
定価 年間2500円【購読料は会費に含む】

振興組合化を推進しよう

ホームページアドレス http://www.toshinren.or.jp/

国の補正・プレミアム付商品券事業
都、25億円で10/10補助
発行数、上乗せ率を後押し

国の平成26年度補正予算では、本紙2月号にて既報の通り、プレミアム付商品券等にかかる「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地域消費喚起・生活支援型）」が盛り込まれている。その約250億円の予算については、東京都には約25億円、各都内区市町村には合計約53億円が配分される方向。これを受けて東京都および各区市町村では、区市商店街振興組合連合会・商店街連合会等と連携して事業案の策定が着々と進められている。

今回の交付金によるプレミアム付商品券発行事業では、都内においては各区市町村が事業主体となる。東京都では1月23日に各自治体担当者向けの説明会を実施しており、これを受けて各自治体では、都および地元各区市商振連等と連携しながら、プレミアム付商品券事業についての実施計画案を策定。今後、国の審査を経たうえで今月中にも正式に交付決定され、4月以降、各地において随時発行される。

東京都では、国より配分を受けた同事業に係る交付金約25億円について、平成26年度補正予算に計上して、議決後（3月5日予定）各区市町村への補助率10分の10の新たな補助事業として実施する予定。各自治体が発行するプレミアム付商品券事業について、その発行枚数増やプレミアム率上乗せなど事業の拡大に係る費用について支援していく方向だ。

また東京都では、多摩地区や島しょ地域など、プレミアム付商品券の発行実績のない自治体については、スムーズな取り組みが行えるようにノウハウの周知などで後押し。発行実績のある区市町村から事業スキームを情報収集するとともに、商品券等発行スキームに関する研修会を開催し、個別相談に応じている。

4月～、各区市が続々発行へ

【国の補正予算による「プレミアム付商品券」発行支援の概要】

「地域振興に貢献する商店等において共通して使用できるプレミアム付商品券」を発行することで、地元消費の拡大や地域経済の活性化につなげようというもの。交付金の対象経費は、商品券のプレミアム分経費、事務経費（商品券等印刷・発行費用、換金手数料、カード読取機等の設置費用、店舗用端末機・管理サーバー・システム開発費等、消費喚起効果の測定にかかる経費）など。使用期間は6カ月以内が基本とされ、期限後は無効とする。加えて今回は、プリペイド型電子マネー、クレジットカード、デビットカードなど「ご当地カード」を活用したプレミアム付商品券の発行事業も支援対象となっている。

【区市商連等での実践事例】
街、店頭の工夫で商品券を域内循環

都内では今年度だけでも、約20の区市町村においてプレミアム付商品券の発行実績があり、各区市振連・商連、単会商店街・個店レベルで、プレミアム付商品券を地域経済活性化につなげる豊富なノウハウや実績を持つ。1枚の500円券を域内循環させて、その乗数効果を拡大していけるのは、地域に根付いた地元商店街だからこそ。今回のプレミアム付商品券を店頭・商店街で積極活用して、地元消費を、ひいては日本経済を盛り上げていきたい。

子育て・高齢者世帯に絞って15%の割増プレミアムを提供してきた実績を持つのが、北区商店街振興組合連合会だ。昨年5月には、まずは中学生以下の子どものいる世帯を対象に15%プレミアム付商品券を販売。続く7月には、全世帯を対象に10%プレミアム付商品券を、さらに9月には、65歳以上を対象に15%プレミアム付商品券を販売。消費税増税による消費減退ムード色濃い世帯に絞り込んで応援することで、商店街の持つ公共性をアピールしている。

東日本大震災被災者に向けて、寄付機能を盛り込んだプレミアム付商品券を発行したのが、台東区商店街振興組合連合会および文京区商店街振興組合連合会だ。当該商品券を店頭での買い物時に利用すると、同商品券による売上額に対して、大型店では3%相当、区商連未加盟店では2%相当、区商連加盟店では1%相当（台東区振連）を各店の負担にて寄付するという仕組み。市民の関心も高く、商店街への〝共感〟を高める契機ともなっている。

◇　◇

通常の区内共通商品券を使って「店頭で15%OFF」型の割引プレミアムの実績があるのが江戸川区商店街振興組合連合会だ。これは通常の区内共通商品券での買い物客に、期間を区切って各店頭でプレミアム分相当の割引き販売を提供するもの。具体的には、4月中には区内共通商品券での買い物を各加盟店店頭で15%割引、続く5～9月には10%割引など、段階的に割引率を低減させることで早期の消費還元も喚起している。

プレミアム付商品券が大型店での利用に偏ることなく、地元商店街での利用を後押ししようと、大型店兼用／商店街専用の2種類のプレミアム付商品券をセット販売したのが、大田区商店街振興組合連合会や武蔵野市商店会連合会だ。武蔵野市商連では、大型店兼用の青い券／地元商店専用の赤い券の2種類をセット。また大田区振連では後者について「特定商品券」として、プレミアム付商品券を購入した商店街でしか使えない仕組みとしている。

単会商店街においても、たとえば中延商店街（品川）では昨春の区内共通プレミアム付商品券発行時に、未使用のプレミアム付商品券1冊を見せると「中延商店街お買い物券」1000円相当をプレゼントする企画が話題となった。この中延商店街お買い物券は、プレミアム付商品券と抱き合わせでしか使えないという仕組み。金銭的インセンティブでの〝お得感〟や〝話題性〟、公共性を打ち出しての市民の〝共感〟を得るなど、商店街ならではの創意工夫を凝らしたい。

東京都広告物活用型商店街活性化事業
公益的取組みの原資に
都振連 デザイン審査や取組支援

【都振連「広告物活用型商店街活性化事業」のスキーム】

東京都商店街振興組合連合会では、東京都広告物活用型商店街活性化事業として、各区市商連や単会商店街における街路灯フラッグの広告媒体としての活用を推進しています。これは景観向上や地域活性化、さらには商店街の財政基盤強化を目的としたもので、広告主側にとっても街路灯フラッグは広告メディアとしておおいに注目されているところです。

同事業では、都振連として事務局を設けて一連の業務・手続きおよびデザイン自主審査等を行うとともに、広告主側への営業渉外、広告主からの申込受付などの事務手続き、事業計画の策定などをサポートする体制も整えています。

条件・手続きは以下の概要の通りで、これらを満たすものについては都の特例により広告媒体としての活用が許可されます。詳しくは、都振連「広告物活用型商店街活性化事業」事務局：㈱アドインクスの担当・森田（☎03・3278・5661）まで。

【特例許可の条件】

（1）良好な景観形成を図るための規定整備（景観向上のための地域ルール策定、都振連によるデザイン審査を経ての広告デザインの質の確保）

（2）道路の適正利用（フラッグ広告規格など道路占用基準の遵守、道路占用許可等の各種申請の適切な実施）

（3）広告料収入を地区内の公益的な取り組みに充当するための計画策定（事業計画策定、実施後の取組み状況・収支結果のとりまとめ、都・道路管理者への報告）

※公益的な取組みとは：街路灯柱の維持管理、道路清掃、地域活性化イベントなど

【商店街における必要な業務・手続き】

※以下、○＝商店街及び区市商連で実施する業務（事務局でアドバイス・サポートが可能）／●＝事務局への委託（または協業）が可能な業務

（1）広告募集開始前に

○街路灯設置状況の再確認～資料準備（街路灯の図面、配置図、道路種別、取り付け設備ほか）

○景観ルールの作成（区市商工部門等と相談し、地域特性を踏まえて）

○広告物許可取得の事前準備（区市の屋外広告物担当係と協議～合意）

○道路占用許可取得の事前準備（道路管理者との事前協議～合意）

○販売価格の設定（掲出料＝商店街収入、フラッグ作成費、取り付け・取り外し・廃棄費用、申請関係諸費用、広告代理店手数料）

●広告主への営業・渉外

●広告主からの申込み受付

（2）広告主が決定したら

○事業計画作成（広告収入の公益還元計画）

○広告デザイン審査依頼（広告主と協議の上デザイン決定、①実施商店街から区市商連へ②区市商連から都振連デザイン自主審査会へ）

○屋外広告物許可申請～取得／道路使用許可申請～取得／道路占用許可申請～取得

●フラッグ準備（基本は広告主が作成）

●取り付け／保守管理／撤去・廃棄（作業を商店街内で行うための技術指導も可能）

（3）広告掲出期間中～終了後

○パトロール（道路の適正化利用状況の確認を道路管理者、所署とともに実施）

○実施結果の報告、公表（都・道路管理者に取組み状況と収支結果を報告）

【実施へ向けてのスキームづくり】

※上の【スキーム】図参照

（1）コンプライアンスの遵守（広告許可権者との事前協議・合意、【都振連デザイン自主審査に合格すること】が必須条件）

（2）広告媒体として活用するための環境整備（行政サイドとの調整、許可基準に則した掲出環境の整備、適正な価格設定、販売ルートの整備と渉外活動）

【経緯および実施例】

同事業は、平成22年7月に東京都の特例許可を得て、モデル事業としてスタート。平成23年にはデザイン自主審査会を設置して、各区市の景観担当部署、警察など道路管理行政とも連携しながら、既に都内各地の商店街で実施している。具体的には、大企業の商品広告、大型イベントの告知、分譲マンションの販売、映画、興行告知、催事・フェア告知などを中心に約70件を数える。

一方で課題としては、広告申込み方法や各種許可申請の仕組みが複雑であることなどにより、せっかくのチャンスを逃しているケースもある。また、フラッグ広告により見込まれる収益は、実施する道路の通行量や来街者の属性などによって、商店街やエリアによって違いが出てきてしまう。

解決策としては、区市商連として取りまとめることで、商店街全体に収益を配分する等も検討されている。この機会に連合会として、フラッグ広告事業の取り組み体制を整備することも有効策と言える。

デザイン性・地域性に優れた広告フラッグが賑わい演出（新大久保地区商店街）

地域商業自立促進事業
平成27年度の募集開始

商店街等を基盤に地域経済の持続的発展を図るため、地域住民等のニーズや商店街の外部環境の変化を踏まえて、地方公共団体と密接な連携を図りつつ、商店街組織単独または街づくり会社など民間企業やNPO法人等と連携して行う取り組みを支援する、平成27年度地域商業自立促進事業の募集がスタートした。

支援対象となるのは、商店街等における「地域資源活用」「外国人対応」「少子・高齢化対応」「創業支援」「地域交流」の分野に係る新たな取組。概要は以下で、詳しくは中小企業庁HP（http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/index.html）まで。

▽募集期間　2月18日（水）～6月29日（月）（経済産業局に17時必着）

▽補助率　2／3以内

▽補助額　①自立促進調査分析事業：上限額500万円／下限額100万円②自立促進支援事業：上限額5億円／下限額100万円

▽補助対象事業者　商店街組織（①商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織②法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの）、民間事業者（当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者）

▽募集スケジュール　3月16日（月）までの要望書提出は第1次先行、5月11日（月）までの要望書提出は第2次先行として先行で審査・採択

※本募集は平成27年度予算成立が前提で、内容変更や先行募集の応募打ち切り等の場合もある。

▽問合せ先　中小企業庁商業課（☎03・3501・1929）、関東経済産業局流通・サービス産業課商業振興室（☎048・600・0318）

商店街グランプリ応募事例集を発刊

東京都では、このほど平成26年度の「第10回東京商店街グランプリ事例集」を発行した。A4版フルカラー19ページで、各区市町村経由で配布。産業労働局HP（http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/shoko/chiiki/shotengai.html）でも公開していく。

事例集には昨年11月13日の表彰式の様子とともに、グランプリ（新宿トラッドジャズフェスティバル＝新宿要通り共栄会・末広通り商店会）、準グランプリ（国立・街のコンシェルジュ＝（協）国立旭通り商店会）、優秀賞（純情商店街のブランド開発・PR事業＝高円寺銀座商店会（協）、学園通りフェアー＝千住旭町（振）、西東京市民映画祭地域連携事業＝東町商栄会）、1個人（柏雅康　しもきた（振）理事長）を講評とともに掲載。受賞を逃した16件の他の応募事業についても概要を紹介している。

東京メトロ創立10周年記念「マナー&おもてなし教室」開催

マナー&おもてなし教室
参加無料
グループ参加も可能です

「もっとうれしい東京に」をスローガンに、
東京メトロの創立10周年記念行事を実施しています。
その行事の1つとして、この街を育ててくださった
都内で事業を営むみなさまに、
これまでの感謝と、これからの発展を思い、
無料の「マナー&おもてなし教室」を開催いたします。
講師はANAの客室乗務員経験者を中心とした
接客のプロ達なので
世界に通用する接客や国際マナーも学べます。
今後のビジネスに活かすためにも、
この機会にプロの接客術を体験してみてください。

講師 ANAビジネスソリューション株式会社

ANAグループのノウハウを凝縮した研修プログラムを提供し、様々な企業や店舗に対する接客講座を展開しています。

講師は客室乗務員経験者や教官経験者ですので、実践的な指導を受けることができます。

今回の「マナー&おもてなし教室」では、海外のお客様への接客術を含む、様々なノウハウをご提供いただきます。

3/5（木）P.M.2:30～4:30【受付開始 PM2:00】神田・御茶ノ水エリア
TKPガーデンシティ御茶ノ水
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3丁目11-1三井住友海上駿河台新館2F/3F（事務所 3F）

3/11（水）P.M.2:30～4:30【受付開始 PM2:00】渋谷エリア
渋谷カンファレンスセンター
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-17-3 渋谷東宝ビル

3/12（木）P.M.2:30～4:30【受付開始 PM2:00】代々木・新宿エリア
TKP新宿カンファレンスセンター
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-14-11 日廣ビル 4F/5F/6F（事務所4F）

3/16（月）P.M.2:30～4:30【受付開始 PM2:00】丸の内・大手町エリア
大手町ファーストスクエア カンファレンス
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1

3/19（木）P.M.2:30～4:30【受付開始 PM2:00】汐留・新橋エリア
ABC会議室
〒105-0004 東京都港区新橋6-20-1 ル・グラシエルビルディング BLDG.1 7F

3/24（火）P.M.2:30～4:30【受付開始 PM2:00】日本橋エリア
AP東京八重洲通り
〒104-0031 東京都中央区京橋1丁目10番7号 KPP八重洲ビル11-13階

申込方法
参加を希望される方は必要事項を記載の上下記アドレスまでメールをお送りください
記載事項
ご参加希望人数/代表者様氏名
【貴店情報】
店舗名/ご住所/店舗の業態（飲食店・物販店 等）
所属商店街
【ご担当者様連絡先】
お名前/ご住所/電話番号（携帯電話も可）
FAX番号/メールアドレス
ご希望の連絡方法（電話・メール・FAX）
desk@tokyometro10th.jp

東京メトロ
お問い合わせ 東京メトロ 10th Metro キャンペーンデスク
TEL：03-5447-3076（9:00-18:00 土日祝休） FAX：03-6869-1990
Eメール：desk@tokyometro10th.jp
もっとうれしい東京に 10th METRO

活性化のエース 共通商品券